

様式第七（第4条第7項関係）

変更後の認定特定研究成果活用支援事業計画の内容の公表

1. 変更認定をした年月日
令和7年12月9日
 2. 変更後の認定特定研究成果活用支援事業者の名称
協創プラットフォーム開発1号投資事業有限責任組合
 3. 変更後の認定特定研究成果活用支援事業計画に係る特定研究成果活用支援事業の内容
無限責任組合員 役職員の構成
社外取締役について、1名選任
(変更前) 取締役3名（東京大学役職員を含まず、社外取締役2名を含む）
(変更後) 取締役4名（東京大学役職員を含まず、社外取締役3名を含む）
 4. 変更後の特定研究成果活用支援事業の開始時期及び終了時期
協創プラットフォーム開発1号投資事業有限責任組合組成の日の翌日から起算して15年間とする。ただし、総有限責任組合員出資口数の3分の2以上に相当する出資口数を有する有限責任組合員の承認を得た場合、最長で5年の延長を可能とする。
- ※2. 変更後の認定特定研究成果活用支援事業者の名称及び4. 変更後の特定研究成果活用支援事業の開始時期及び終了時期については変更なし